

館林市立第一中学校 いじめ防止基本方針

第1章 いじめ防止に関する考え方

1 基本理念

いじめは、生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のいじめは、インターネットやSNSを介したやりとりから起こるものがあり、一層注意が必要である。したがって、すべての生徒が安心して学校生活を送れるように、生徒、教職員、家庭、地域住民が連携して、いじめを認識しながらこれを放置するこがないようにし、いじめの防止等のための対策を行う。

2 基本認識

いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであるという認識をもち、絶対に許されないものであるということを生徒、教職員が共通理解する。

- (1)いじめは人権侵害であり、「いじめを絶対に許さない学校」をつくる。
- (2)いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守り通す。
- (3)いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4)保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携に努める。
- (5)日頃から、生徒、保護者、地域に学校いじめ防止基本方針の内容の周知を図る。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的な態様は、以下のものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷やいやなことをされる。等

4 いじめ防止のための組織

(1) 名 称

「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、教育相談主任、各学年生徒指導・教育相談担当、
養護教諭、心の教育相談員、スクールカウンセラーとする。なお、事案に応じて、
学校長（委員長）の判断により、他の教員が加わる。

(3) 役割

- ①いじめ防止基本方針の策定
 - ②いじめの未然防止
 - ③いじめの早期発見
 - ④いじめの対応
 - ⑤教職員の資質向上のための研修
 - ⑥年間計画の企画と実施
 - ⑦年間計画の進捗のチェック
 - ⑧各取り組みの有効性のチェック
 - ⑨いじめ防止基本方針の見直し

5 いじめ防止年間計画 → 更新していきます

館林市立第一中学校 いじめ防止活動年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
未然防止	いじめ防止対策委員会 いじめ防止強化月間	春のいじめ防止強化月間				いじめ防止スローガン掲示	いじめ防止フォーラム	人権週間	冬のいじめ防止強化月間	いじめ防止子ども会議		いじめ防止対策委員会
	職員会議 東いじめ防止対策委員会の内容を全員で共有する。											職員会議 東いじめ防止対策委員会の内容を全員で共有する。
いじめ防止目標の（前後期に1回ずつ）												
早期発見	学校生活に関するアンケート（毎月実施） ※記載があれば、すぐに生徒から話を聞き、情報確認をする。											
			学校評価アンケート	三者面談			三者面談	学校評価アンケート			学校評価アンケート	
常時活動	あいさつ運動（小中連携）※いじめ防止のぼり旗を使用											
対応	臨時対応・早期発見・教育委員会への報告						いじめに係わる月例報告（学校教育課へ）					

6. 取組状況の把握と検証（P D C A）

いじめ防止委員会は、上記計画に従って年2回の委員会を開催する。（それに準ずる機関として「生徒指導部会」「教育相談部会」を定例会として月曜日に開催する）その中で、取組内容の検証、いじめ防止に対する具体的な取組のケース会議、等を行っていく。

第2章 いじめ防止のために

1 未然防止に向けて

すべての生徒が、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に取り組むころのできる学校づくりを進めていくことが、未然防止の基本である。学校は人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 前期、後期の2回、学期毎に生活委員による「いじめ防止スローガン」を設定することにより、生徒達の意識付けができるようとする。
- (2) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、互いに人格を尊重しようとする心の絆を深めるために、学校の教育活動全体を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (3) 保護者並びに地域機関と連携を図り、いじめ防止に資する生徒の自主的・実践的な生徒会動を支援する。
- (4) 人権教育と関連させることにより、いじめ防止の重要性が理解できるようとする。
- (5) 二・三者面談や家庭訪問では、学校や家庭での様子について生徒、保護者と話をすることより、貴重な情報交換の場となるようとする。
- (6) 毎週行われる部会（月2教育相談・月3生徒指導）で気になる生徒について共通理解を図り、その生徒により注意を向け、未然防止に役立てていく。

2 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくい時間や場所で行われており、学校組織として早期発見に取り組むとともに、家庭・地域と連携して実態把握に努める。また、けんかやふざけ合いであっても、生徒の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

- (1) 毎月「学校生活に関するアンケート調査」を実施する。
- (2) 生徒が日々記入している「生活記録ノート」から小さな変化にも気づけるようする。
- (3) 日常生活での見取りをする。学年職員がチームとして休み時間や給食準備中の生徒の様子を観察したり、生徒とコミュニケーションを図る中で生徒の様子を見取り、情報を共有することでいじめの早期発見が可能となる。

3 解消に向けて

いじめが発生した際には、詳細な事実確認に基づき早期に組織で適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解消を目指す。

- (1)いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2)教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策組織に報し、学校の組織的な対応につなげることとし、学級担任が一人で抱え込むことのないようにする。また、事実を客観的に記録し、確実に情報を整理する。
- (3)校長はいじめの事実に基づき、加害・被害の生徒や保護者への説明責任を果たすとともににいじめ解決へ向けて努力していく。
- (4)いじめる生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせるとともに、加害の成長支援の観点から指導を行う。
- (5)法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6)単に謝罪をもって安易に解消と判断せず、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期（少なくとも3ヶ月間）継続し、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められた場合に解消とする。また、いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- (7)必要に応じて、県が設置しているサポートチームの活用を図る。
- (8)朝の職員打ち合わせや部会（教育相談・生徒指導）、職員会議で情報を共有する。その際いつ、どこで、だれが、どのようないじめを受けたかという事実確認を最優先する。情報の共有を口頭やC 4 t h を活用して行う。

4 ネット上のいじめの対応

ネット上のいじめを防止し、効果的な対処ができるようにする。

- (1)ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ防止委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2)書き込みをされた生徒への対応については、削除要請等、生徒の意向を尊重とともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。
- (3)書き込みの削除や書き込んだ生徒への対応については、必要に応じて、市教育委員会や所轄警察署等の外部機関と連携して対応する。
- (4)ネット上のいじめについては、大人の目に触れにくく、発見しにくいため、生徒一人一人がしっかりととした情報モラルを身に付けることが必要である。そのために、教科において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。
- (5)啓発的な対応としては、「家庭で考える携帯・スマホの安全標語」を募集することを通して、携帯・スマートフォンの安全な使用について家庭で考える機会を設ける。

5 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (1)重大事態が発生した旨を、館林市教育委員会に速やかに報告する。また、場合によっては所轄警察署等へも報告する。
- (2)館林市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3)上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4)上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (5)いじめを行った生徒が性行不良で他の生徒の教育に妨げがある場合は、館林市教育委員会と協議の上、出席停止を命じる。

6 その他

<発達障害を含む、障害がある生徒が関わるいじめの対応>

- ・当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

<海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒へのいじめの対応>

- ・言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意する。

<性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒へのいじめの対応>

- ・教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

<東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒へのいじめの対応>

- ・被害生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安等を、教職員が十分に理解して対応する。

<新型コロナウイルス感染症による人権侵害によるいじめの対応>

- ・感染者や医療従事者、濃厚接触者に対して誹謗中傷がないように、生徒に指導をしていく。また、新型コロナウイルスについて、保健体育や学級活動で正しい知識を身に付けるように指導する。